

第8節 避難体制等整備計画

第1項 避難誘導體制の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 介護保険課
第2項 避難所・避難路等の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 各施設所管課 <input type="checkbox"/> 都市政策課 <input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 九州電力(株)
第3項 学校・病院等における避難計画	<input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 子ども支援課 <input type="checkbox"/> 消防本部

【基本方針】

市は、関係機関と連携して災害から人命及び身体の安全を確保するため、安全で的確な避難行動・活動が行えるよう、避難所や避難場所(公園・空地等のオープンスペース)、避難路等の選定を行うとともに、避難所(教育施設、校区公民館等の建築物)等の整備を行い、計画的避難対策の推進を図るものとする。

避難所の選定にあたっては、市は土砂災害や河川のはん濫等の災害に対する安全性やその設備状況等を考慮して適切な所を選定するが、原則としては校区単位で、教育施設及び校区公民館を避難所として選定することとする。ただし、その収容可能人員や安全性等に問題がある場合には、想定される災害の状況や地域の実情に応じた広域避難(圏外避難)についても考慮する。

なお、災害から住民の生命等を守る避難所の選定に際して、以下の条件に留意する。

- 1) 避難の動機となった一次災害に対して安全であるとともに、それによって引き起こされる二次災害や、その他の災害に対しても安全であること。
- 2) 高齢者や子ども等の避難行動要支援者*の避難を考慮して、避難所はなるべく居住地の近辺にあること。
- 3) 避難所への通路となる避難路も安全性が確保されているとともに、非常時でも容易に避難所に到達できること。

※高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の、防災施策において特に配慮を要する方を「要配慮者」とよび、このうち災害発生時の避難等に特に支援を要する方を「避難行動要支援者」という。

第1項 避難誘導體制の整備計画

【現況】

本市の避難体制計画においては、避難所及びその担当者は決められているが、誘導體制に関する計画やマニュアル等は整備の途上である。

【計画目標】

市は、第Ⅲ編第2章第4節「避難計画」に示す活動方法・内容に習熟する。この場合、特に以下の点に留意する。

1. 避難誘導計画の作成と訓練

市は、災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難計画の作成にあたっては、避難の長期化についても考慮するものとする。

- 1) 避難指示、避難勧告、避難準備(避難行動要支援者避難)等を行う基準、伝達方法
- 2) 避難勧告等に係る権限の代行順位
- 3) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 4) 避難所への経路及び誘導方法
- 5) 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に配慮した避難支援体制
- 6) 住民の避難誘導に携わる関係機関、関係部署との連携方法

2. 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

避難指示、避難勧告、避難準備(避難行動要支援者避難)情報等について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」*1を指針として、県、气象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル整備を進める。

3. 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

(1) 避難支援計画(避難支援プラン)の策定

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」*2(平成25年8月)や県作成の「災害時要援護者支援対策マニュアル」*3等を参考とし、行橋市避難行動要支援者支援計画を踏まえた避難支援計画の策定に努める。

(2) 地域住民等の連携

民生委員・児童委員や自主防災組織(自治会)をはじめとする地域住民の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等を行い、避難誘導体制の整備に努める。

なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本編第3章第11節「避難行動要支援者安全確保体制整備計画」に準ずる。

(3) 避難準備情報の伝達体制整備

近年の災害の大規模化や市民の高齢化の進行等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間

*1 : http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/12/pdf/siryos3_2.pdf

*2 : <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/pdf/hinansien-honbun.pdf>

*3 : http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/manual/yoengosha_manual1.pdf

を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報の伝達体制整備に努める。

(4) 視聴覚障がい者への配慮

視聴覚障がい者は、健常者にくらべて避難の情報を自身で正確に得られないため、市は特に視聴覚障がい者の避難に対し十分な配慮をした避難支援を行う。

(5) 無理な夜間避難の回避

夜間避難は避難経路の安全性が確認しにくいだけでなく、避難者の視界も妨げられるため災害の態様も正確に把握しにくい。このため、台風や集中豪雨等の降雨の推移状況から今後災害の発生のおそれが高まると予想される場合においては、市は事前にその旨を避難が必要とされる地域住民に対して避難準備情報として伝達する等して、日中の早めの避難を促すように努める。

(6) 垂直移動による避難（垂直避難）

災害時に身に危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために上下垂直方向に避難する。

(例) 水害の場合、自宅や隣接建物の2階等へ緊急に避難する、あるいは土砂災害の場合、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難する、また、地震や火災の際に高層ビルの上階から地表に下りたりすること等。

第2項 避難所・避難路等の整備計画

【現 況】

本市においては、校区単位で小・中学校や校区公民館、福祉センターなどの施設が避難所として指定されている。これらの施設に関しては、市や消防本部のホームページ、あるいは県ホームページの避難支援マップ*1等で公表されているほか、防災マップや市報でも周知が図られている。なお、避難路については選定されていない。

【計画目標】

市は、河川はん濫に伴う浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等の危険な地区に係る住民全員が避難することができる安全な避難所、避難路を、次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知するものとする。

1. 避難所の選定及び設備整備計画

(1) 避難所の選定

- 1) 避難所は、原則として小学校区単位で選定する。
- 2) 避難所候補地の選定に際しては、校区内の校区公民館、小・中学校等の公的施設を基本とする。ただし、長峡川や今川、祓川等の主要河川を横断する形とならないよう避難所と主要避難経路の選定に配慮する。
- 3) 候補地の避難所が浸水害や土砂災害等の想定危険区域内にある場合あるいは避難すべき地区と指定避難所が距離的に見て遠方にあり、避難行動について制約が大きい

*1 : <http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/shienmap/index.html>

場合には、隣接地区の小・中学校や校区公民館等の公共施設を選定する。

- 4) 小・中学校等の学校施設を避難所として使用する場合には、原則として体育館を使用する(地震時には校庭も必要に応じ使用)こととするが、洪水時に床上浸水等の危険性が想定される場合には体育館は使用せず、必要に応じて校舎の2階以上を使用する。また、収容可能人員が大幅に不足するような場合で、浸水深が床下程度と想定される場合には、体育館や1階を含めた校舎も必要に応じ使用することとする。
- 5) 一人あたりの避難所面積は、原則として3m²/人以上とし、この基準により算定される収容人員が避難対象人員より大幅に少ない場合には、隣接地区の小・中学校や公立高校等を補助避難所として別途選定する。
- 6) 本市における避難所の使用区分は、以下の考え方に基づく5区分を基本とする。

《避難所の基本的な区分》	
区 分	摘 要
一次避難所	発災前後より短期(1日~数日程度)の避難を想定する避難所。
二次避難所	中長期(1週間以上)の避難を想定する避難所。あるいは多数の避難人員が発生、想定される場合に使用する避難所。
補助避難所	一次・二次避難所のみでは収容人員が大幅に不足する場合に使用する避難所。
緊急避難所	洪水や津波など、切迫した災害の危険から逃れるための、異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たした避難所。
福祉避難所	介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障を来す人及び要支援者に配慮した施設等の設置がなされた避難所。

- 7) 一次・二次避難所から補助避難所への移動は、市の誘導に基づく集団移動を原則とするが、民間事業者等との車両提供に関する協定締結などにより、集団移動に用いる車両の確保を図っておく。
 - 8) 避難所は災害に対して安全であることを原則とするが、災害時の安全性に不安のある避難所、老朽化した避難所等については、避難所の新設や改良(鉄筋コンクリート造りや耐火建築物への変更、バリアフリー化等)、災害防止対策工の実施等について検討する。
- (2) 避難所の設備整備
- 1) 避難所に必要な設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画にしたがって逐次整備していくものとする。また、避難行動要支援者に配慮した施設等の整備に努め、避難者のプライバシー確保を目的とした空間パーティション機能やバリアフリー施設機能の付与について、施設改修整備時に改善策を検討する。なお、不足設備等の緊急調達法や保管場所について事前に検討しておく。
 - 2) 地域住民が避難所等へ安全かつ速やかに到達できるよう、カラー誘導舗装や避難所誘導標識等の設置を進める。
 - 3) 救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効な施設(ヘリコプターの発着場等)の整備に

努める。特に、夜間照明設備等の設置を推進する。

4) 給水施設

避難所における給水活動を円滑に行うため次の措置を講ずる。

ア. 避難地内または周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。

イ. 必要に応じ大型耐震性貯水槽の設置検討を行う。

ウ. 民間給水施設（井戸）等の利用について検討を行う。

5) 応急救護所等

避難所や避難場所における災害応急対策活動が円滑に実施出来るよう、避難所や避難場所内部の整地、公用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設の整備を推進する。また、これらの施設は既存の施設の利用促進を図りながら検討する。

6) 進入口

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある避難所（避難場所）について進入方法の制限、進入口の拡幅、増設を検討する。

7) 災害対策本部と避難所との連絡を確保するため、衛星電話回線、防災行政無線、インターネットパソコン等の通信施設の整備を検討する。

(3) 避難所の管理・運営体制整備

1) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、確実な避難所開設を行えるよう複数箇所での鍵管理体制を整備する。また、避難所への配置支援者には外国人や聴覚障がい者等の要配慮者対策として手話通訳者等の配置についても留意しておく。

2) 避難所の運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等を作成する。その際には女性や要配慮者のプライバシー確保や防犯体制の整備に留意しておく。

3) 避難所となる小学校体育館や他の避難所（避難所候補も含む）に対しては、最新の地震被害想定結果等も踏まえつつ、施設の耐震性強化並びに大規模な災害に備えた無停電電源施設や非常電話等の追加整備について検討し、施設の安全性向上に向けた整備計画を検討していくものとする。

2. 避難路の整備計画

(1) 避難路の選定

避難所へ避難するための避難路について、下記項目を参考に検討する。

1) 危険区域及び危険箇所を通過する経路は努めて避けること。

2) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。

3) 車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。

4) 沿道に耐火建築物がなるべく多いこと。

5) 落下物、倒壊物等による危険または避難障害のおそれが少ないこと。

6) 自動車の交通量が比較的少ないこと。

7) 危険物施設等に係る火災、爆発等の危険性が少ないこと。

8) 通行障害発生時の代替道路のことも考慮する。

- 9) 適当な道路幅員を有し、かつ幹線道路または避難所に連絡する市道について、応急対策活動を阻害しない、安全な避難路としての整備を進める。【資料編*Ⅱ.3.10】
- 10) 避難所までの経路が避難者にわかりやすいように、ランドマークや誘導灯あるいは十分な照度をもつ夜間照明灯等が経路上に整備されていること。

(2) 避難路の整備

- 1) 地域住民が避難所等へ安全かつ速やかに到達できるよう、誘導標識や誘導灯、誘導柵等を設けその維持に努める。
- 2) 避難路上の障害物件を除去する。
- 3) 地区避難路が単一で、かつ迂回路が選定できない地域に対しては、市は国や県道路管理者等とも調整しつつ、迂回避難路としての新規道路の整備などを検討する。

(3) 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次により避難所への誘導及び避難路の安全確保を図るものとする。

1) 火災に対する安全性の強化

必要な箇所に防火水槽等の消防水利施設、その他避難者の安全のために必要な施設の配備について調査・検討する。

2) 主要道路における設備等の整備

主要道路については、災害発生後、一般車両の通行を禁止する等の措置に必要な設備の整備について調査・検討する。

3) 危険物施設等に係る防災措置

ア. 危険物施設等

避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全確保の指導に努める。

イ. 上水道施設

避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。

ウ. 電力施設

避難路の安全を確保するため、次の措置を講ずるよう九州電力（株）に要請する。

a. 設備強化

- ① 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- ② 電線の接触による短練断線防止策として、絶縁電線を使用する。
- ③ 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空中開閉器を使用する。

b. 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

3. 避難所・避難路等の住民への周知

市は、避難所（避難場所）・避難路等について平常時から以下の方法で周知・徹底を

図る。

- 1) 市の広報誌紙、インターネットによる周知
- 2) 案内板等の設置による周知
 - ア. 誘導標識
 - イ. 避難所案内図
 - ウ. 避難所表示板
- 3) 防災訓練による周知
- 4) 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
- 5) 避難計画に基づく避難地図(防災マップ等)の作成及び情報更新、配布による周知
- 6) 自治会や自主防災組織等を通じた周知

第3項 学校・病院等における避難計画

【計画目標】

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を記載するなどして、避難対策の万全を図るものとする。

1. 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、児童生徒等の身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した避難マニュアルをあらかじめ作成する等して適切な避難対策を図る。

- 1) 各学校で想定される災害態様、災害発生時別の基本行動指針（屋内・屋外授業時、登下校時、校外授業時、土日・夜間休日時等別に基本方針を定める）
- 2) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- 3) 避難所の選定、避難収容施設の確保
- 4) 避難誘導の要領
 - ア. 避難者の優先順位
 - イ. 避難所・避難路及びその指示伝達方法
 - ウ. 避難者の確認方法
 - エ. 避難行動のとり方
- 5) 生徒等の保護者への連絡及び引渡方法
- 6) 防災情報の入手方法
- 7) 市への連絡方法

2. 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性を考慮するとともに、避難対象者の活動能力についても十分配慮し、次の事項に留意して施設等の実態に即した適切な避難

体制を確立する。

- 1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- 2) 避難所の選定、収容施設の確保
- 3) 避難誘導の要領
 - ア. 避難者の優先順位
 - イ. 避難所(他の社会福祉施設含む)及び避難路の設定並びに収容方法(自動車の活用による搬出等)及びその指示伝達方法
 - ウ. 避難者の確認方法
- 4) 家族等への連絡方法
- 5) 防災情報の入手方法
- 6) 市への連絡方法

3. 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健・衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する病院周辺の安全な避難所及び避難所についての周知方法を定めるなど、適切な避難体制を確立する。

4. 大規模集客施設等の避難計画

高層建築物、大規模小売店舗、ホテル、旅館、駅等の不特定多数の人が出入りする施設の責任者または管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、避難路、誘導及び指示伝達の方法を定めるなど、適切な避難体制を確立する。